

2020年2月25日

株式会社Macbee Planet

代表取締役社長 小嶋 雄介

問合せ先： 経営管理本部 03-3406-8858

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主はじめ、取引先、従業員、サービス利用者等のステークホルダーの信頼に応え、安定的に企業価値を増大させていくことにあります。事業活動の継続と安定的な企業価値向上のためには、経営の健全性と透明性を確保することが必要不可欠であり、経営に対する監督・監査機能の充実を図ることは経営上の最重要課題の一つであると捉えております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
MG合同会社	1,452,000	55.00%
小嶋雄介	768,000	29.09%
松本将和	340,500	12.90%
浦矢秀行	79,500	3.01%

支配株主（親会社を除く）名	松本将和
---------------	------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

#### 補足説明

MG合同会社は、当社取締役である松本将和の資産管理を目的とする会社であり、松本将和が議決権の

過半数を保有しております。

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	4月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

現在、支配株主との取引等はございません。

万一、当社が支配株主との取引等を行う際は、一般の取引と同様の適正条件で行うことを基本方針としております。従いまして、監査役会による監視・監督の下、会社法の定めに従い取締役会において決議を行い、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
澤 博史	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤 博史	○	—	他社における役員等の経験を当社の経営全般に十分に活かせると判断したためであります。 また、当社との取引の間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのないため、独立役員として選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

補足説明

—
---

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査担当者は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の共有を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
武内 重親	他の会社の出身者													
横山 隆	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武内 重親	○	—	他社における役員等の経験から各領域の専門性を有しており、当社の監査役として十分に活かせると判断したためであります。また、当社との取引の間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのないため、独立役員として選任しております。
横山 隆	○	—	弁護士としての豊富な知見と経験によって、客観的かつ公正な立場で監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。また、当社との取引の間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのないため、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
--------------------------------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績及び企業価値の向上への意欲を高めることを目的に導入しております。
---------------------------------------

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,従業員,社外協力者
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値向上に対する意欲や士気をより一層高めることなどを目的としてストックオプション制度を導入しており、株主総会で承認された範囲内で、その地位及び役割期待に応じて、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して、経営管理本部担当者が、取締役会開催日時や決議事項の事前通知を行うとともに事前に資料を提供し、必要に応じて説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>(1)取締役会</p> <p>当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、当社経営上の意思決定機関として、法令・定款及び取締役会規程に基づく重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。</p> <p>(2)監査役会</p> <p>当社の監査役会は、本書提出日現在、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成され、毎月開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会においては、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。</p> <p>なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき稟議書等の重要文書の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を取り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。</p>
---

(3)内部監査

当社の内部監査人は、他部署との兼務者3名で構成され、当社の内部管理体制及び業務の執行状況を評価し業務の改善に向けた具体的な助言や勧告を行っております。

監査結果は、社長や監査役に報告される体制となっております。

また、定期的に監査役および会計監査人と情報交換を行い、相互の連携を強化しております。

(4)経営会議

経営会議は、経営及び業務執行に関する機動的な意思決定機関として設置しております。出席者は代表取締役、取締役及び代表取締役が必要と認めた者で構成され、原則として毎月2回開催しております。

経営会議においては、経営に関する重要事項の審議及び決議等を行っております。また、必要に応じて常勤監査役も経営会議に参加し、経営会議の運営状況を監視しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役5名中1名を社外取締役、監査役3名中2名を社外監査役とし、社外取締役・社外監査役はいずれも経営の専門家、弁護士といった人物を招聘することで、経営の合理化と効率化、法令遵守、少数株主の保護、取締役会での高度な議論・提言による活性化、社内の重要会議の充実、監査役会・内部監査・会計監査人の連携確保を実現すべく、現在の体制を選択しているものであります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるように、株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、7月に株主総会を開催しておりますが、より多くの株主が出席しやすいように、他社の集中日を回避した株主総会を設定できるよう検討しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	—

招集通知(要約)の英文での提供	当社は、英文での招集通知作成を検討しております。
-----------------	--------------------------

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、当社ホームページにて公表する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの決算説明会を定期的を開催することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を定期的を開催することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題と認識しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に、IR ページを開設し、IR 活動や IR 資料などの当社の情報を記載する予定であります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	取締役経営管理本部長を責任者とした、経営管理本部を担当部署として IR 活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、全社会議において経営理念、経営方針、行動指針の共有を行っております。また、適時開示運用マニュアルを制定し、その中で、株主・投資家の皆様へ会社情報の適時適切な開示によって企業の社会的責任を果たすことを、基本方針として定めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後の検討課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく予定であります。
その他	—



実施していない

—

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社員の適正な業務執行の確保のための内部統制の体制について必要な事項を定め、ヒト、モノ、カネ、情報の観点から、当社の事業継続上懸念されるリスクの脅威を排除、マネジメントすることにより、経営の安定化と企業価値の向上を図り、もって利用者および関係先から信頼される企業活動の実現を通じて社会に貢献することを目的としております。

「内部統制システム整備に関する基本方針」に定める内容は以下のとおりです。

###### a 当社の取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役、従業員が、法令および定款を遵守し、企業倫理を尊重し行動するよう、顧客貢献、法令遵守、その他の社会的使命を果たすための指針を経営理念に掲げ、企業倫理・法令遵守ハンドブックを全員に配布するなどにより行動基準を徹底する。

(2) 内部監査室（又は監査担当者。以下、「監査室」という。）が、会社規則、業務規程、マニュアル等各種規程に基づき、内部監査を実施し、監査報告および監査結果に基づく提言・勧告を取締役および監査役に対して速やかに行うことにより業務執行をチェックする。

(3) 経営管理本部を事務局とする内部通報制度を実施し、コンプライアンス上、疑義のある行為について取締役、従業員が社内の通報窓口を通じて会社に通報する。

(4) 反社会的勢力による不当要求などへの対応を所管する部署を経営管理本部と定め、事案発生時の報告および対応に関する規程等の整備を行ない、反社会的勢力には警察等関係機関とも連携し毅然として対応していく。

###### b 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報について、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び「文書取扱規程」等の社内規程に基づき適切に作成、保存および管理を行う。

###### c 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1) コンプライアンス、情報セキュリティ、環境、災害、品質、輸出管理等に関するリスク管理について、規則・ガイドライン等を制定し、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制を整備する。

(2) 経営会議における業務執行状況の報告等を通じ、新たなリスクの発生可能性を把握し、必要な場合は代表取締役から各関連部署に示達するとともに、迅速な危機管理対策が実施できる体制を整備する。

###### d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は経営戦略の創出および業務執行の監督および自己の職務を執行する。取締役の業務分掌は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。

(2) 取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締

役の職務執行の状況を監督する。

(3) 社長および常勤役員等で構成する経営会議を原則毎月2回開催し、業務執行上の重要課題について報告、検討および決定を行う。

e 監査役の監査に関する体制がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より職務を補助するための使用人を置くことを求められた場合は、監査役会の同意のもと、人員を配置する。

f 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、取締役および執行役員の指揮命令を受けていないものとし、人事考課の決定には監査役会の同意を得なければならない。

g 取締役、従業員が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。

(2) 監査室（又は、内部監査担当者）は、実施した内部監査の結果について、遅滞なく監査役に報告する。

(3) 経営管理本部は、内部通報制度による通報の状況について、監査役に報告する。

(4) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告する。

(5) 取締役、従業員から監査役への報告は、常勤監査役への報告をもって行い、常勤監査役はその他の監査役に当該報告を行う。

(6) 監査役は、必要に応じて取締役、従業員に業務に関する報告および指摘事項に対する改善の状況に関する報告を求める。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めており、かつ当該基本方針に則り、「反社会的勢力との関係遮断に関する経営トップの宣言」を定めております。その中では「当グループは、反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持たない。」と宣言しております。

これを受け、当社のコンプライアンス委員会等の各種会議体を利用し、定期的に、その内容の周知徹底を図っております。

また、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに入会し、情報収集を行い、社内で情報を共有しております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、所管部署は経営管理本部として、運用を行っております。

具体的には、新規取引先については、日経テレコン、インターネット検索等を用いて情報収集を行い、

事前にチェックを行っております。継続取引先についても、年度の区切りを基準に新年度に再度取引を実施する際には、会社の調査を行っております。また、取引先との間で締結する「各種契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

V. その他

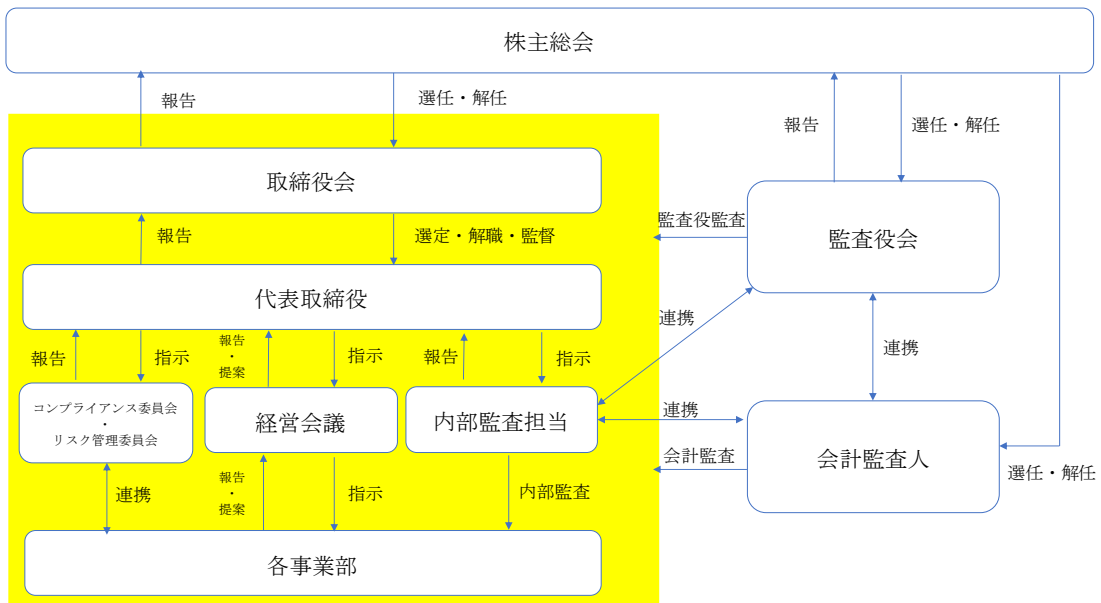
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

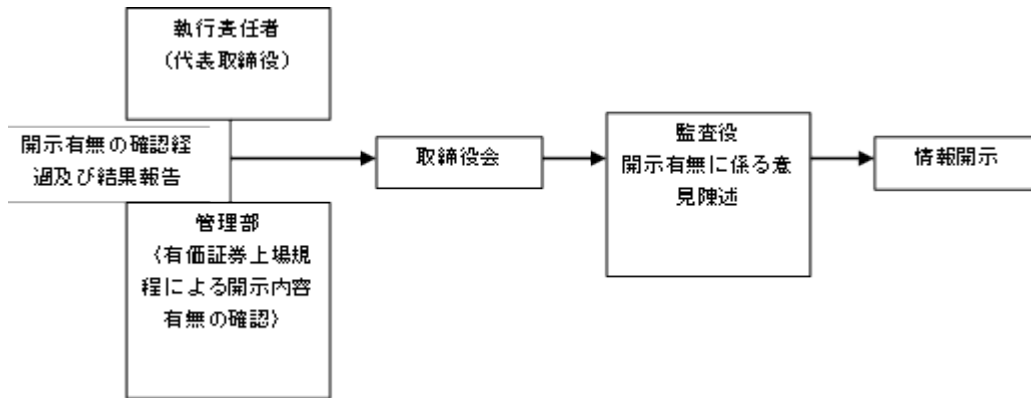
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

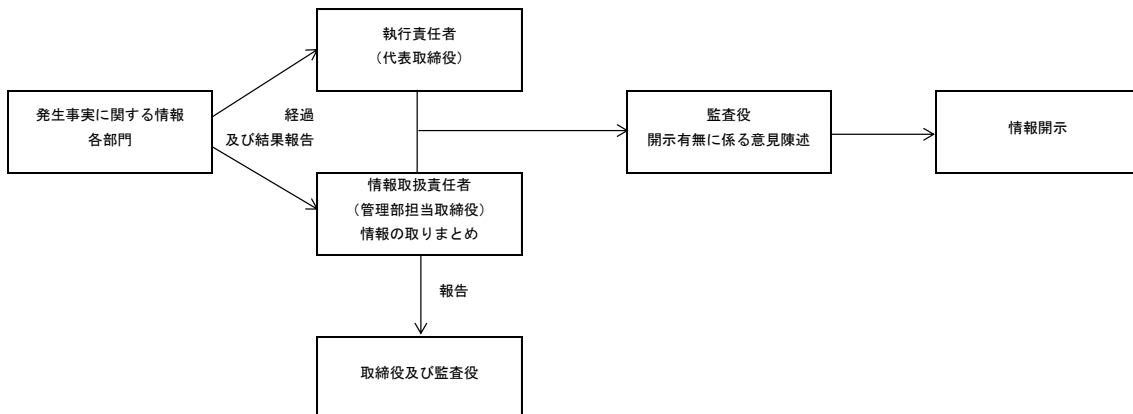


【適時開示体制の概要（模式図）】

< 決定事実・決算情報 >



< 発生事実 >



※上図の「管理部」とは、一般的な管理部門を意味しており、当社では経営管理本部を指す。

以上